

野火炎々

地主の犬を殺す

岡山縣上道郡財田村の小作人四十二名は、地主たる岡山女學堂教師寺尾藤利のために小作地を差押へられ、耕すに土地なく妻子は飢に迫つて窮資のどん底に呻いてゐたが、六月二十七日朝、地主は手下の岡田徳巳に命じて十人の入夫を雇ひ差押へ地の押換をやらせた。

處が荒れ地は差押へになつて居ない小作人中元藤太郎の田まで侵入して占領しやうとした。中元君は憤慨して其の不法を訴つたが聞き入れぬので、同村の小作人百餘名は手に手に手紙を持つて地主の大畑田を喰ふんぬり灌飲を下げた。二人は其の爲に駐在所に引つ張られ地主側の編田だけは罰されたが、中元君は其のまゝ西大寺警察へ留められた。これを聞いた村民は青岡三三外五名を代表として西大寺署に出頭したが、こ

れも同じく留置場にぶち込んで置かない。

聞き傳へた邑久、上道、和氣三郡の小作人千餘名應召に馳せ参じ、二十八日雨の國道筋に集まり、岡山検事局に押送される中元君外六名の兄弟を警官の手から奪還せんとしたが、官犬共に阻止され止むなく千餘の小作人は口々に「縣廳を包圍せよ」と叫んで、十數町の行列を作り、堂々と縣廳を圍いて行進したが、途中又々官犬のために解散を命ぜられた。

一同は神下公會堂で緊急會議を開いた結果、家野猛之君外七名を選び、縣知事に陳情すべく直に縣廳に至り、面會を求めたが、役人共は「尻切糞糞で知事閣下に面會とは何事だ」と體もホロ、の挨拶。漸く義務課長が左の陳情書だけを受取つて置くとの話に、小作人は取りつく島もなく要領を得ず引下つた。

■地主の安全を期せしめられた

「知事だの縣廳だの吐かして食つてゐられるのは尻切糞糞で働いてる俺らがあるからだ」と小作人は憤慨してゐるが、地主の横暴に端を發した此の小作争議も、かくして地主共の犬である警官のために惨敗し、七人は業務妨害罪で岡山監獄の未決に繋がれてゐる。小作人は悲憤の涙を呑んで今秋の收穫時の勝利を胸に描きつゝ、戦闘の準備を急いでゐる。

熊本縣下争議續く
既報した熊本縣八代郡築新地の小作争議は、其の後地主たる八代郡公益組合と猛烈な強談判をオツ始めてゐたが、小作人側の岡田末喜君は強迫罪とかの罪名をオツかぶせられ、五月二十日發布された小作争議鎮壓法で、七日の拘留に處せられた。又十六日には郡長の名義で小作人岩本一喜君外十三名に對して「本年度より小作地を取り返す」といふ通告書を内容證明郵便

で送つた。既に田植も終つた今になつてこんな暴暴なことをするとは怪しからんと、郡當局に向つて其の不法を叫び結束を固めて地主たる郡當局に對抗してゐるが近く争議勃發せん形勢である。

調停など裏喰らへ
靜岡縣安培機賤機村與一右衛門新田外四字の小作人百五十人は、本年二月、各地主に對し小作料二割五分引きを要求したが、頑冥な地主はこれを拒絶した。

小作人は各字との連絡をとり、團結を固うして地主に肉迫し、遂に三百町歩の耕地を返還し、持久戦に入つたが、靜岡警察署長はオクメゴカシに調停に飛び込んで来た。地主の番犬の調停案などにゴマカされてなるものかと、小作人側はこれを拒絶して、自主自治的に要求の貫徹を期すべく奮闘中だが、面目を潰された番犬共は、其の後、脅したり欺したり、陰に陽に干渉と壓迫を加へたので、其の立場を失つた小作人は遂に調停案

に不本意ながら屈することになつた。斯くて永い間の争議は表面解決したが、誰か再びこの争議が再燃しないと言ひ切り得るだらう。

山田村の小作争議
去年から抗争中だつた大阪府三島郡山田村の小作争議は植付時に際して猛烈になり、小作人は地主の屋敷を包圍し示威運動を起し、村長や村會議員の調停などは費でも喰へると跳ねつけ奮闘中。

加治村の争議裁判
新潟縣北蒲原郡加治村の小作人六名が、正月の小作争議の時、治安警察法に問はれ新潟裁判所で係争中だつたが、其の公判が六月十五日に開かれた。
其の席上で警察官が如何に露骨な強迫をやつたか、裁判官が如何に小作人の生活状態に無智であるかを公衆の前にさらけ出した。即ち小作人が地主に交渉に行く時は一人以上行つてはいかぬ、三人以上集まつても不可ぬと警察署長のお言葉。また裁判官が小作人六人の家族で年に三十三俵の収入を算んだと吐かしたと